



# 介護老人保健施設「さくら苑」 短期入所療養介護・ 介護予防短期入所療養介護 サービス内容

R. 7. 8. 1

## ■施設の目的■

利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるようサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的としています。

## ■施設の運営方針■

- 1 利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の支援を行い、居宅における生活への復帰を目指します。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 3 介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者、及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 4 明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するよう努めます。

## ■施設の職員体制■

	員 数	業 務 内 容
・医師	1人	医療業務
・薬剤師	0.4人以上	薬剤業務
・看護職員	9.6人以上	看護業務
・介護職員	23.9人以上	介護業務
・支援相談員	1人以上	相談業務
・理学・作業療法士、言語聴覚士	1人以上	療法業務
・管理栄養士	1人以上	栄養
・介護支援専門員	1人以上	介護計画業務
・事務職員	必要数	事務、間接、営繕業務

## ■サービス内容■

利用者に関わる多職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理とします。

## ■通常の送迎の実施地域■

当施設より概ね片道30Km以内





### ■事故発生時の対応■

- 1 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は代理人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

### ■身体の拘束等■

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止します。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合があります。その際は当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむ得なかった理由を診療録に記載します。

### ■要望及び苦情等の相談■

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。  
(TEL 0773-22-2120)

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、ホールに備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

その他に、外部の相談機関として下記の相談窓口があります。

- ①福知山市の相談窓口 福知山市福祉部高齢者福祉課 介護保険係  
受付時間：8：30～17：15(土日祝を除きます)  
TEL 0773-24-7013 FAX 0773-23-6537
- ②国民健康保険団体連合会 京都府国保連合会 介護保険課介護相談係  
受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00(土日祝を除きます)  
TEL:075-354-9090 FAX:075-354-9055

### ■虐待の防止■

当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底します。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- 2 当施設は、サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を養護されている方)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

### ■非常災害対策■

- ・防災設備
- ・スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知器、誘導灯、非常用電源、ガス漏れ報知器、防火扉・シャッター、非常通報装置、漏電火災報知器
- ・防災訓練 年2回





### ■施設の利用に当たっての留意事項■

当施設の利用に当たっての留意事項は以下のとおりです。

- ・面会は、原則として午前7時から午後9時迄です。
- ・消灯時間は、午後9時です。
- ・外出は、事前にサービスステーションに連絡をお願いいたします。
- ・飲酒はできません。また、敷地内全面禁煙となっております。
- ・火気の取扱いは、火災予防に十分注意してください。
- ・設備・備品の利用は、必ず職員に届け出てください。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、必要最小限度にしてください。
- ・金銭・貴重品の管理は、盗難予防に十分注意をお願いいたします。
- ・外泊時等の施設外での受診は、必ずサービスステーションに申し出て、情報提供書の交付を受けてください。
- ・ペットの持ち込みは、原則として禁止します。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止しています。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止します。

### ■第三者評価の実施状況■

第三者評価実施の有無：有 評価日：平成28年6月23日

評価機関名：特定非営利法人 京都ビジネスサポート・センター

評価結果の開示状況：介護サービス情報公表システムにて開示中

### ■その他運営に関する重要事項■

地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員以上の入所は出来ません。

- 2 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人福知会・介護老人保健施設「さくら苑」の幹部会にて定めます。

